


Hitachi High-Tech

HITACHI
Inspire the Next

コーポレートガバナンス・ガイドライン

 株式会社 日立ハイテクノロジーズ

(最終改定日：2019年4月1日)

(目次)

前文

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

第1条 (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第2条 (企業理念)

第3条 (企業行動規範等の浸透)

第2章 株主との関係

第4条 (株主総会)

第5条 (資本政策の基本方針)

第6条 (政策保有株式に関する方針及び議決権の行使基準)

第7条 (関連当事者間の取引)

第3章 株主との対話及び情報開示

第8条 (株主との対話に関する基本的な考え方)

第9条 (IR体制等)

第10条 (適切な情報開示)

第4章 株主以外のステークホルダーとの協働

第11条 (多様なステークホルダーとの協働)

第12条 (持続可能な社会の実現に向けた適切な対応)

第13条 (多様性の尊重)

第14条 (企業年金基金のアセットオーナーとしての機能発揮)

第5章 コーポレートガバナンス体制

第15条 (取締役会の役割)

第16条 (取締役会の規模・構成)

第17条 (取締役候補者の指名と執行役の選解任)

第18条 (取締役候補者選任方針)

第19条 (独立社外取締役)

第20条 (他社役員の兼職)

第21条 (取締役及び執行役の報酬)

第22条 (取締役及び執行役の職務執行の監査)

第23条 (取締役への情報提供と支援体制)

第24条 (取締役会の議題選定及び資料)

第25条 (取締役の外部専門家へのアクセス)

第26条 (取締役の知識習得)

第27条 (取締役会の実効性評価)

株式会社日立ハイテクノロジーズ コーポレートガバナンス・ガイドライン

前文

1. 本ガイドラインは、株式会社日立ハイテクノロジーズ（以下、当社）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すること、また、当社におけるコーポレートガバナンスの枠組みを示すことを目的として制定するものである。
2. 取締役会並びに指名委員会、監査委員会、及び報酬委員会の各委員会は、本ガイドラインの適切さと有効性について継続的に検証し、取締役会は、必要に応じて本ガイドラインを改定する。

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

第1条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

1. 当社は、「ハイテクプロセスをシンプルに」という企業ビジョンのもと、「最先端分野でお客様の飛躍と成長をお手伝いする」というミッションを遂行するとともに、各事業の業務執行に対する監督機能を高めることによりコーポレートガバナンスを充実させる。
2. 当社は、企業の社会的責任を強く意識した経営により、株主をはじめとする社会全般からの信頼を獲得し、事業活動を通じた社会の進歩・発展に寄与する。
3. 当社は、前2項の実現に向けて、当社の機関設計として会社法第2条第12号に定める指名委員会等設置会社を採用する。

第2条（企業理念）

当社は、次のとおり企業理念を定める。また、取締役及び執行役は、本企業理念に基づき、ステークホルダーの権利・立場や健全な企業倫理を尊重する文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮する。

【企業理念】

日立ハイテクノロジーズは、あらゆるステークホルダーから信頼される企業をめざし、ハイテク・ソリューションによる価値創造を基本とした事業活動を通じ、社会の進歩発展に貢献します。あわせて、当社は公正かつ透明で信頼される経営を行い、成長し続けて行くとともに、環境との調和を大切にし、情熱と誇りを持ち、社会責任を全うする企業市民として豊かな社会の実現に尽力します。

第3条（企業行動規範等の浸透）

当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な企業倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則として「日立ハイテクグループ行動規範」を定め、Hitachi High-Tech WAY（当社グループの企業ビジョン等を社員に浸透させる活動）や、階層別研修等の社員教育を通じて社内に広く浸透させる。

第2章 株主との関係

第4条（株主総会）

1. 当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置づけ、少数株主や外国人株主を含む株主が、保有株式の内容や数に応じて平等、適正に権利を行使することができる環境を整備する。
2. 当社は、株主総会における株主との対話の充実や正確な情報提供を可能とするため、適切な株主総会関連日程の設定を行う。

3. 当社は、株主総会の招集にあたり、株主が議案の十分な検討期間を確保することができるよう招集通知の早期発送に努めるとともに、株主総会の招集に係る取締役会決議後速やかに、当社のウェブサイト等で招集通知を開示する。
4. 当社は、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合は、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、対応の要否について検討を行う。
5. 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する実質株主の株主総会における議決権の行使等に適切に配慮する。

第5条（資本政策の基本方針）

1. 当社は、株主価値の持続的な向上をめざし、グローバルな事業展開の加速とそれに伴うリスクに適切に対応するため、財務体質と経営基盤の強化に努める。内部留保金は、新事業・新技術の開発推進と商権の確保・拡大並びに高収益体質の確立と経営効率の向上を図るための投資等に活用し、更なる事業競争力の強化に取り組むとともに、株主に対しては適正な利益を還元するため、内部留保とのバランスを考慮したうえでの安定配当を行う。
2. 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策について、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性及び合理性を十分に検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に対し十分な説明を行う。

第6条（政策保有株式に関する方針及び議決権の行使基準）

1. 当社は、当社の企業価値向上に資する場合に限り、上場会社の株式を保有する。
2. 当社は、保有の意義がない、または、保有に伴う中長期的な便益やリスクが資本コスト等に見合わない上場会社の株式は処分・縮減していく。
3. 当社は、毎年、取締役会及び経営会議において、前項の方針に照らし、全ての上場会社の株式について保有の適否を検証する。
4. 当社は、上場会社の株式に係る議決権の行使に際し、別に定める「議決権行使ガイドライン」に沿って議案を精査し、当社の企業価値向上に資するかを判断したうえで、適切に議決権を行使する。
5. 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から当社の株式を売却する等の意向が示された場合、その意向を尊重し売却等を妨げない。
6. 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社と経済合理性の検証を行ったうえで取引を行い、会社が株主共同の利益を害するような取引を行わない。

第7条（関連当事者間の取引）

1. 当社は、親会社を含む主要株主との取引について、他の通常取引と同様、当該営業部門のみならず複数部門のチェックを経ることにより公正性を検証することで少数株主の保護に努める。また、当該取引の状況等を取締役会及び経営会議に報告する。
2. 当社が、取締役もしくは執行役と利益相反取引を行う場合には、取締役会に付議し、その承認を得る。

第3章 株主との対話及び情報開示

第8条（株主との対話に関する基本的な考え方）

当社は、株主との対話について、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で対応する。

第9条（IR体制等）

1. 当社は、株主との対話を促進するため、IR担当の執行役を置く。また、IR担当部門は、社内関連部門と連携し、適切な情報発信や対話を図る。
2. 当社は、対話の手段として、決算説明会、事業所見学会、事業戦略説明会等を実施する。
3. 当社は、対話において把握された株主の意見等を、定期的に取り締役会及び経営会議に報告する。
4. 当社は、株主との対話に際し、インサイダー取引の防止に関する社内規則に基づき情報の管理を徹底し、不適切な開示とそれによる損失の発生を防止する。

第10条（適切な情報開示）

1. 当社は、法令、東京証券取引所が定める適時開示規則及び社内規則に則り、公正かつ透明性の高い情報の開示を適時、適切に行う。
2. 当社は、前項の開示に加え、株主及び株主以外のステークホルダーの理解を深めるために有用であると当社が判断した財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンス、持続可能な社会の実現に向けた課題等の非財務情報についても、積極的かつ公正な開示を行う。
3. 当社は、自社の資本コスト等を的確に把握した上で、収益計画や資本効率等に関する基本的な方針を含む経営戦略、経営計画を策定し、株主及び株主以外のステークホルダーに説明する。

第4章 株主以外のステークホルダーとの協働

第11条（多様なステークホルダーとの協働）

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出が、多様なステークホルダーに支えられていることを認識し、ステークホルダーとの適切な協働に努める。

第12条（持続可能な社会の実現に向けた適切な対応）

1. 当社は、社会課題の解決に向けて、革新的なソリューションを社会に提供し、ステークホルダーとの協創を推進するとともに、人々や地球環境に対し責任ある企業活動を行う。
2. 当社は、社会の発展に貢献する技術の開発に努めるとともにその技術が社会に与える効果や影響を正しく認識し、その利活用に努める。
3. 当社は、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指すために、自然資本へのインパクトの最小化に努める。
4. 当社は、良き企業市民として地域社会との信頼関係を築くとともに、連携して課題解決に取り組み、地域社会の発展に貢献する。

第13条（多様性の尊重）

お客様のニーズが多様化、高度化する社会において、当社は、性別、年齢、国籍などの多様性を尊重し、競争力の源泉とする。

第14条（企業年金基金のアセットオーナーとしての機能発揮）

1. 当社は、企業年金基金がアセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、母体企業として人事面、運用面での支援を適切に行う。
2. 当社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理する。

第5章 コーポレートガバナンス体制

第15条（取締役会の役割）

1. 取締役会は、企業価値並びに株主共同の利益の継続的な向上のため、当社の経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
2. 前項の「経営の基本方針」には、中長期経営戦略や年度予算等を含み、取締役会においては、法令、定款又は取締役会規則に定める決議事項に加え、経営の基本方針に関する戦略的な議論を行う。
3. 取締役会は、法令、定款又は取締役会規則に定める決議事項を除き、取締役会規則において一定の基準を定め、その範囲で、執行役に対し業務執行権限を委譲する。
4. 取締役は、取締役会が本条に定める役割を果たすため、当社に対する忠実義務及び守秘義務を負う。

第16条（取締役会の規模・構成）

1. 取締役会の員数は、十分な議論と迅速・機動的な意思決定のため、9名以内の適切な人数とする。
2. 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するに際し、取締役会の役割と責務を実効的に果たすために必要な知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させた最適な取締役会の構成を検討する。

第17条（取締役候補者の指名と執行役の選解任）

1. 指名委員会は、取締役候補者の指名にあたって、同委員会が定める「取締役候補者選任方針」に基づき候補者を決定する。
2. 取締役会は、別に定める「執行役選任方針」に基づき、指名委員会の意見も踏まえ執行役を選任及び解任する。
3. 執行役社長は、定期的に執行役社長の後継計画を指名委員会に報告し、指名委員会の助言を踏まえ後継計画を推進する。取締役会は当該後継計画を適切に監督する。

第18条（取締役候補者選任方針）

指名委員会は、取締役候補者を決定するにあたり、次の方針に基づき選任する。

- (1) 人格、見識に優れた人物を選任する。
- (2) 高い経営判断能力・監督能力を有すると認められる人物を選任する。
- (3) 会社経営、行政、法曹、会計等の分野で豊富な経験を持ち、優れた功績をあげた人物を選任する。
- (4) 独立社外取締役には、株主価値の向上並びに少数株主の利益保護にも留意し、適切な助言・監督が期待できる人物を選任する。

第19条（独立社外取締役）

1. 当社は、コーポレートガバナンスの徹底を図るため、独立社外取締役を2名以上置く。
2. 指名委員会は、社外取締役が東京証券取引所の規則に定める独立役員要件を満たすとともに、次の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。
 - (1) 当該社外取締役の2親等以内の近親者が、現在又は過去3年において、当社又は当社子会社の業務執行取締役、執行役又は使用人として在職していた場合

- (2) 当該社外取締役が、現在、業務執行取締役、執行役又は使用人として在職している会社が、製品や役務の提供の対価として当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度の平均で、いずれかの会社の連結売上高の2%を超える場合
- (3) 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度あたり、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社取締役としての報酬を除く）を受けている場合
- (4) 当該社外取締役が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度あたり、1,000万円を超えかつ当該団体の総収入又は経常利益の2%を超える場合

第20条（他社役員の兼職）

当社の取締役は、他の上場会社から役員（取締役、監査役又は執行役）就任の打診があった場合は取締役会長に報告し、対応を協議する。

第21条（取締役及び執行役の報酬）

1. 報酬委員会は、「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」に基づき、役位等に応じた職責、当社及び当社グループ会社を含めた業績、経営環境、世間水準等を考慮のうえ、取締役及び執行役の報酬を決定する。
2. 執行役の金銭報酬は、月額報酬並びに業績連動報酬から構成されており、個々の業績連動報酬の決定は、会社業績、部門業績、個人業績の組み合わせで評価し、各々の業績達成度合いに応じて変動させる。

第22条（取締役及び執行役の職務執行の監査）

1. 監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行について、適法性及び妥当性の監査を行う。
2. 監査委員会は、独立した客観的な立場で適切な判断を可能とするため、過半数の独立社外取締役で構成する。また、監査委員は、職務の遂行において、公正不偏の態度を保持する。
3. 監査委員会は、自らのリスク認識と環境認識に基づき、内部監査部門との密接な連携のもと、監査の方針・計画・重点監査項目を定め監査を実施し、その結果を取締役に報告する。また、監査委員は、必要に応じて社内重要会議にオブザーバーとして出席し、調査又は実査に必要な情報を収集するとともに、経営の効率性の観点から必要に応じて助言を行う。
4. 監査委員会は、会計監査人との密接な連携により、当社の会計に関する事項の適正を確保する。

第23条（取締役への情報提供と支援体制）

1. 当社は、取締役が役割・責務を実効的に果たすために必要な情報を適時適切に提供する。
2. 当社は、取締役の職務遂行を支援するための体制を整備する。

第24条（取締役会の議題選定及び資料）

1. 当社は、取締役会の議題を適切に選定するとともに、取締役会における充実した議論を実現するため、取締役会に十分に先立って資料を配布する。但し、緊急性の高い案件については、資料を事前に配布せずに取締役会において議論を行う場合がある。
2. 取締役は、取締役会での議論や資料の機密性を保持するため、当該情報の取扱いに注意する。

第25条（取締役の外部専門家へのアクセス）

取締役会並びに指名委員会、監査委員会、及び報酬委員会の各委員会は、必要な場合、当社の費用において、外部専門家のアドバイスを求めることができる。

第 26 条（取締役の知識習得）

1. 当社は、取締役に対し、それぞれの役割や責務を果たすうえで必要なトレーニングの機会を継続的に提供し、その費用支援を行う。
2. 当社は、社外取締役の当社事業に対する理解の更なる深耕のため、執行側との意見交換や当社及びグループ会社の事業拠点等の視察の機会を設ける等の取組みを行う。

第 27 条（取締役会の実効性評価）

取締役会は、毎年、取締役会の機能の実効性に関して評価を実施し、結果の概要を開示する。

以上

2015 年 11 月 25 日制定

2018 年 11 月 30 日改定

2019 年 4 月 1 日改定